

1 これまでの取組みについて

1

(1) 持続可能な消防団組織の構築に向けた検討支援

令和3年6月	消防団長から市長へ <u>検討支援を要望</u>
7月	市長から消防委員会へ「 <u>持続可能な消防団組織</u> 」について諮問
9月	消防委員会から市長へ「 <u>地域実情を考慮した適正規模の体制に見直し</u> 」を答申

(2) 令和4年度から令和5年度

持続可能な消防団組織の構築(消防団が検討)	処遇改善(市が検討)
<p>令和4年4月施行</p> <ul style="list-style-type: none">○<u>定員数3,150人</u>(基本団員3,050人機能別団員100人)○<u>「大規模災害団員制度」を導入</u>○最大3年間の休団制度を創設○若年層の加入促進のため、「学生消防団活動認証制度」を導入○負担軽減のため、ポンプ操法や年末警戒等の実施方法を見直し <p>令和5年4月施行</p> <ul style="list-style-type: none">○団員の担い手確保が困難な地域の<u>機動力、人員動員力確保のため、分団統合を実施(74分団⇒63分団)</u>	<p>令和4年4月施行</p> <ul style="list-style-type: none">○年額報酬、出勤報酬を<u>国の標準額へ増額</u><ul style="list-style-type: none">・団員階級19,000円→36,500円・出勤報酬1回2,000円→日額8,000円○個人への直接支給(個人口座へ振込)○分団運営費を増額

2 令和5年度の検討

(1) 検討の背景

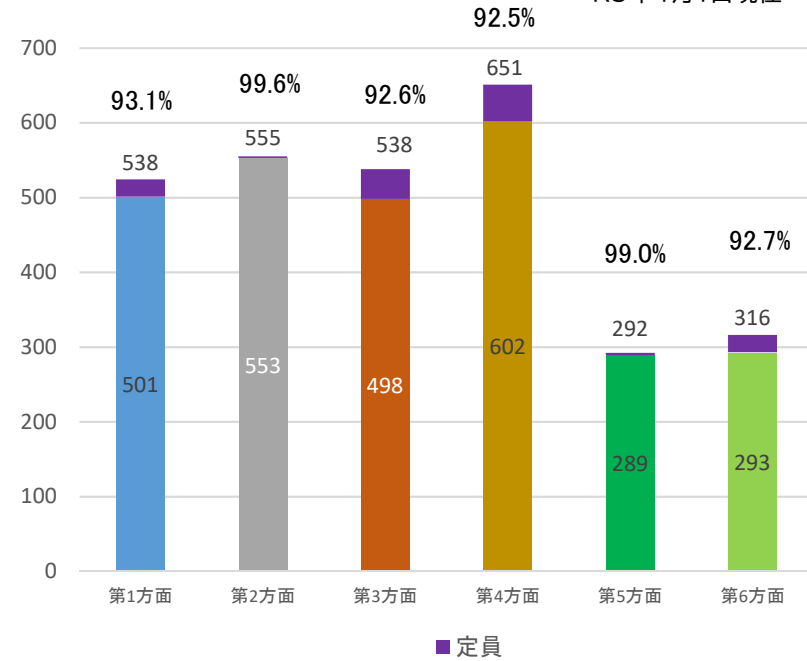
令和5年4月1日現在

- 条例定員3,150人(基本団員3,050人、機能別団員100人)
実員2,884人(基本団員2,812人、機能別団員72人)
- 各種掛金は条例定員数を基礎としている点を考慮
- 消防団が考える定員の見直しの方向性は、**地域実情に応じた適正規模**としている。



各方面隊充足率(基本団員)

R5年4月1日現在



基本団員と機能別団員の違い

	基本団員	機能別団員
活動	全ての活動を行う	特定の活動を行う
年額報酬	支給する	支給しない
出勤報酬	支給する	支給する
退職報償金※	対象	対象外
福祉共済※	対象	対象外
公務災害※	対象	対象
各種表彰	在団年数加算	在団年数加算しない

※掛金あり(退職報償金掛金は、19,200円×3,050人(条例定員基本団員分))
(公務災害補償掛金は、1,900円×3,150人(条例定員分))

(2) 令和6年度の定員について

○ 消防団が主体的に検討している案

- ・地域実情等を踏まえて中長期的視野で検討した結果、基本団員2,850人
- ・消防団OBが大規模災害団員として参加するため、機能別団員を拡充 機能別団員150人
- ・大規模災害への対応を考慮し、今後も機能別団員を拡充しながら3,000人規模を維持

○ 消防委員会での審議

- ・令和3年度答申結果を踏まえ、消防団の案を尊重

○ 消防局での検証

- ・消防団組織の見直し、積載車の適正配置による機動力・人員動員力の確保が図られている。

→ 消防団の案は適当と判断

令和6年4月から条例定員3,000人(基本団員2,850人・機能別団員150人)

3 今後の予定について

令和6年1月	部長会議・政策説明会
2月	例規整備
3月	議会 条例・規則改正
4月	条例・規則施行
条例等改正内容	○長野市消防団員の定員及び任用等に関する条例 ○長野市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則